

令和8年度 緊急時対応マニュアル

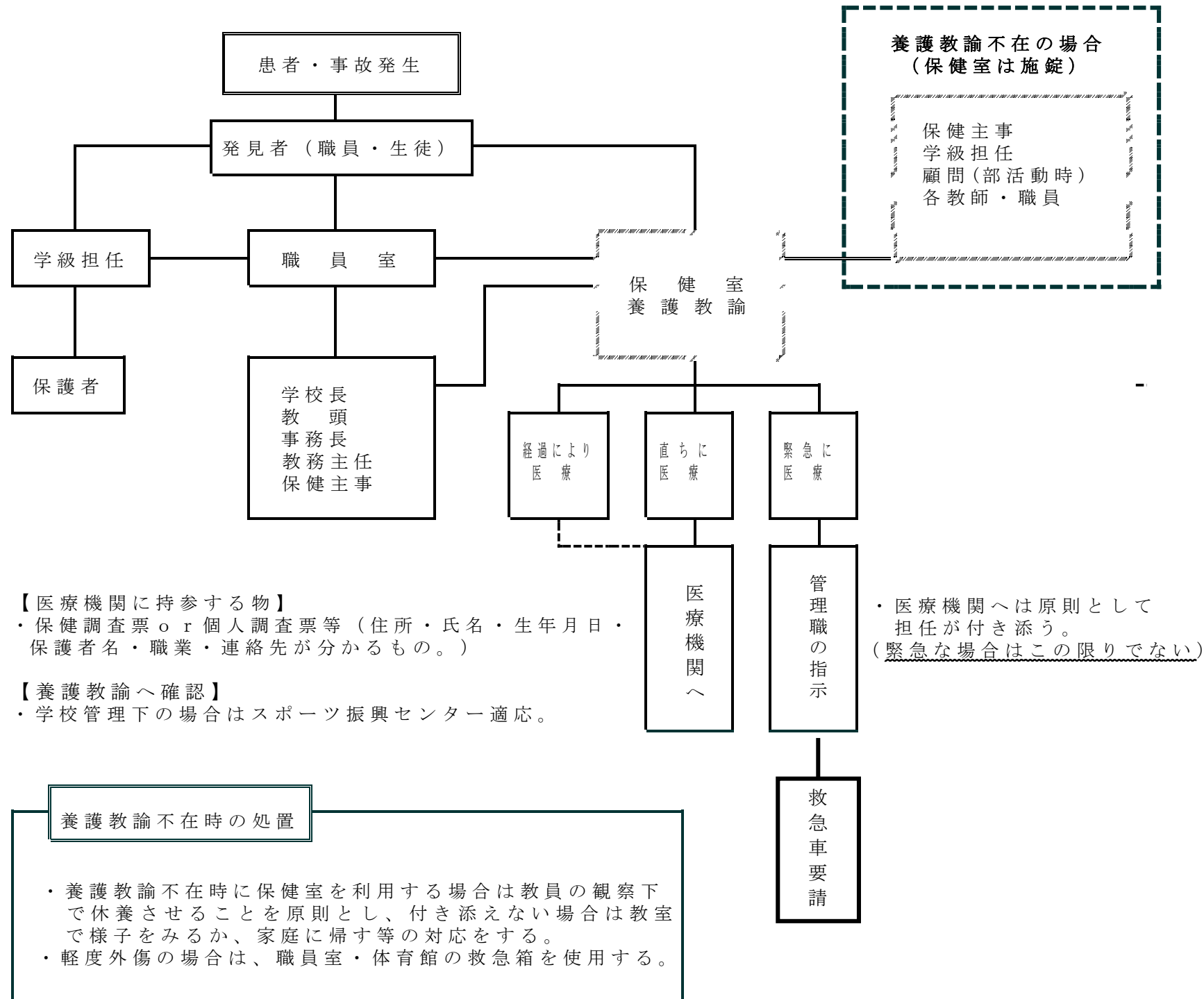
- P1 緊急連絡体制
- P2 救急車の呼び方
- P3～7 震災対応マニュアル
- P8 自然災害対応マニュアル(登校時)
- P9 落雷・竜巻対応マニュアル
- P10 火災時の避難手順について
- P11.12 避難経路図
- P13 不審者対応マニュアル
- P14 Jアラート情報伝達時行動マニュアル
- P15 アレルギーを持つ生徒への対応
- P16 食物アレルギー緊急対応図
- P17 感染症対応マニュアル



群馬県立新田暁高等学校

救急連絡体制

群馬県立新田暁高等学校 (TEL: 0276-57-1056)
住所: 太田市新田大根町999



医療機関電話番号

総合病院

太田記念病院 0276-55-2200
本島総合病院 0276-22-7131
伊勢崎佐波医師会病院 0270-24-0111
鶴谷病院 0270-74-0670

内科

荒木医院 0276-57-2722

外科・整形外科

宏愛会第一病院 0277-78-1555
しむら整形外科 0276-57-8835
あらまき整形外科クリニック 0270-63-5522

眼科

おぎわら眼科 0276-57-1110

耳鼻科

ふくだ耳鼻咽喉科クリニック 0276-60-3130

歯科

スマイルデンタルオフィス
太田イオン前 0120-99-7336
内ヶ島 0276-55-0218

口腔外科

伊勢崎市民病院 0270-25-5022
桐生厚生病院 0277-44-7171

皮膚科

クボタ皮膚科医院 0276-45-4932

学校薬剤師

須田順子 0276-31-6689

☆緊急☆

消防署 119
警察署 110

* 救急車の呼び方については、p 2 参照

★ 担架は保健室、体育館、講師控室に、AEDは職員玄関と体育館入口にあります。

救急車の呼び方

119番通報要領

救急車を要請する場合は、まず119番（消防本部の指令センター）に慌てないで、はっきりと状況を通報し、救急車の出動を要請する。

1. 119番が通じたら、次の手順により通報する。

- (1) 「火事ですか、救急ですか」と尋ねるので、「救急です」と告げる。
- (2) 救急車を要請する場所を伝える。
 - ① 太田市新田大根町999番地 群馬県立新田暁高等学校
 - ② 最も近い入口となる校門と誘導者の立ち位置を告げる。（救急車種により北門）
 - ③ 交通事故の場合は所在、道路名、目標（交差点名）等
（交差点名や付近の著名な建物等を告げると、救急隊も到着しやすい。）
- (3) 「どのような状態ですか」と聞かれた場合は、見たままの状態を簡潔に伝える。
 - ① けが人が複数いる場合は、その人数
 - ② けがの状態と合わせ、どうしてけがをしたのかわかればその内容
- (4) 電話をしている本人の氏名と電話番号を伝える。
 - ① 携帯電話から通報した場合は、その旨を告げる。
 - ② 救急車を要請後はその場を離れない。また、携帯電話からの通報時は電源を切らない。

2. 救急車のサイレンが聞こえたら、生徒のいる所へ誘導する。

また、救急隊が到着したら、救急隊員に次のことを知らせる。

- (1) 救急隊が到着するまでの傷病者の容態変化
- (2) 応急手当を実施した場合は、その内容
- (3) 傷病者に持病がある場合は、その病名、かかりつけ病院等
- (4) 事故を目撃した場合は、そのときの状況
- (5) 119番受付員から電話を通じて応急手当の口頭指導があった場合は、その指示内容

3. 救急車同乗者・・・養護教諭または担任、間に合えば保護者

4. 持参するもの・・・緊急連絡カード（保健室）、携帯電話

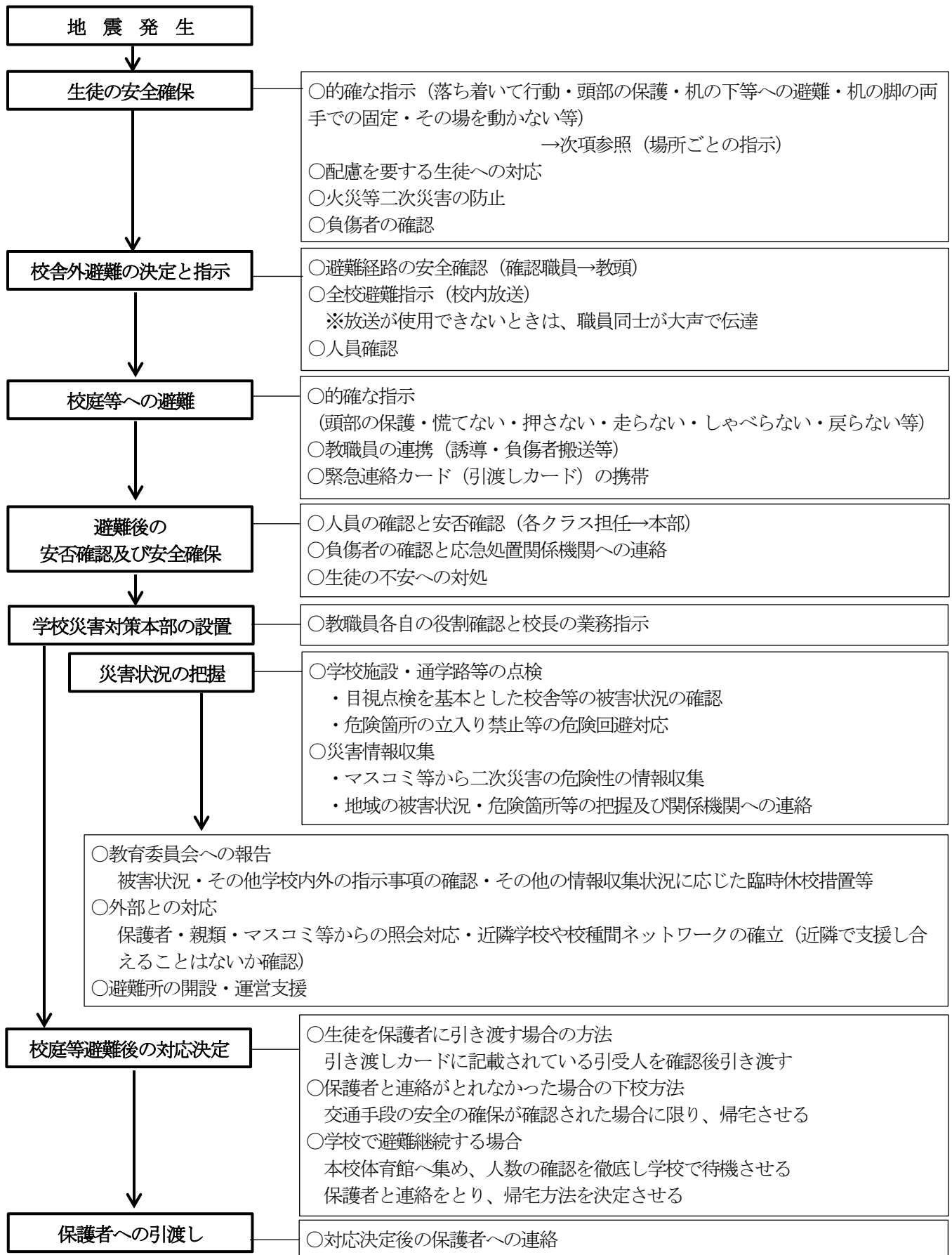
保護者に連絡する際の注意

- 事故の状況説明をするときには、自己判断で事故の状況を言わない。生徒の様子を事実に基づいて話す（事故発生時の状況、症状、学校がこれまでにとった対応など）。
- 希望の医療機関を聞く。
- 搬送先が決まり次第、連絡することを伝える。
- マイナンバーカード（保険証）、福祉医療費受給者証、現金、携帯電話を持参するように連絡する。

震災対応マニュアル

群馬県立新田暁高等学校

1. 地震発生時の基本的な対応



～基本的な安全確保の対応例～

ア 授業中（＊避難経路の確認は職員室で待機中の教職員が行う。）

場 所	共 通 事 項	個 別 事 項
普通教室	○安全確保の的確な指示をする (頭部を保護する、窓・壁際から離れる等)	○机の下に潜らせ、机の脚を両手でしっかり持つように指示する
特別教室	○火気使用中であれば消火する	○実験・実習中であれば、危険回避を指示する (機器を止める、火を消す)
体育館	○生徒の人員等状況確認や周囲の安全確認をする	○中央に集合させ、体を低くするように指示する(建物の構造や体育用具の位置によっては、柱や壁に寄り添う方がよい場合もある)
校 庭	○余震や二次災害に備え、生徒を落ち着かせる	○建物、サッカーゴール等から離れ、中央に集合させ、体を低くするように指示する

【指示例】

安全確保 「落ち着きなさい。被害が予想されます。壁や窓から離れ、机の下に潜りなさい。両手で机の脚をしっかり持ち、頭を守りなさい。上着やカバンなどで頭を守りなさい。落ち着いて、次の指示を待ちなさい。」

避難の指示 「落ち着きなさい。被害が予想されるので、校庭に避難しなさい。避難時の“おはし”(押さない、走らない、しゃべらない)を守り、静かに避難しなさい。上からの落下物に気をつけながら、落ち着いて、指示に従って校庭に避難しなさい。」

イ 始業前、休み時間、放課後（教師と生徒が離れている場合）

場 所	生徒の行動 (日常の防災教育の中で予め指導)	教職員の対応
階 段 廊 下 トイレ等	○揺れている間は、上着やカバン等で頭部を保護してじっと待機する ○落下物や倒壊物に気をつける ○揺れが収まり、教師の指示に従い、校舎外避難場所に避難する ○周囲の安全確認をする	○一斉放送等により、全校に指示をする(揺れが収まるまで、頭部を保護して待機するように指示する) ○教職員は、手分けして生徒の安全確保、指示誘導をする ○校舎外にいる生徒等の安全確保、負傷者の応急手当をする
校 庭	○建物、ブロック塀、窓ガラスの近くから離れる ○揺れが収まるまで、頭部を保護し、広い場所の中央で待機する	

2. 学校災害対策本部の設置について

勤務時間内

震度 5 強以上 本部長が被害状況により必要と認めた時に設置
震度 6 弱以上 自動発令により設置

勤務時間外（休日・夜間）

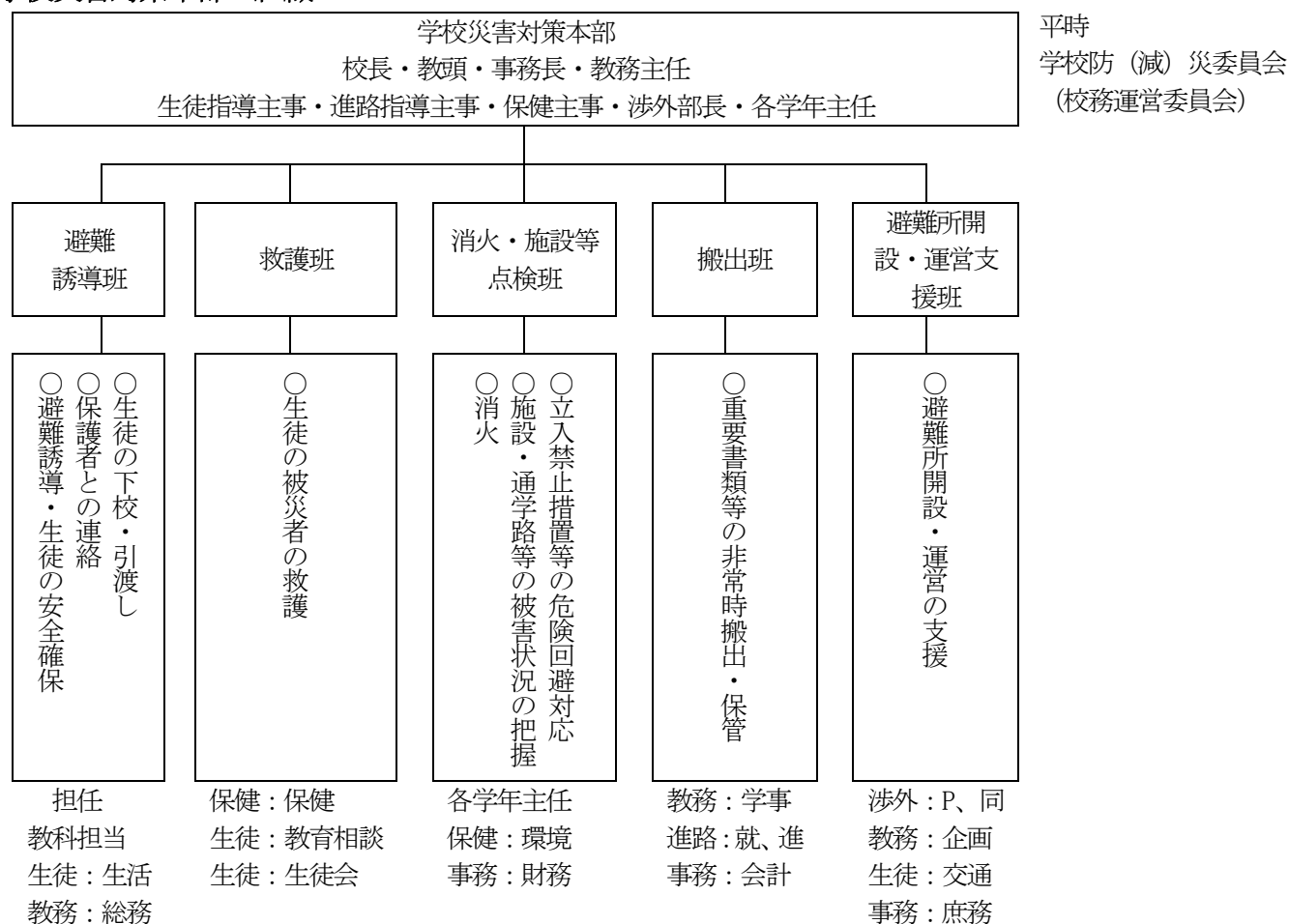
震度 5 強以上 初期動員（職員連絡網に記載の職員と管理職）＜学校集合＞
震度 6 弱以上 全職員動員＜学校集合＞

＊自宅等が被災し、駆けつけられない時には連絡する。（→教頭・事務長）

＊校舎内外の被害状況を目視点検、管理職に報告、指示を受ける。

2 名は事務室にて電話対応に当たる。

学校災害対策本部の組織



＊兼務者が多数のため、緊急度に応じて係に就く。手薄なところは協力し合う。（臨機応変）

＊「学校要覧」p 22 の「防火・防災」の「組織表」・「管理・防災責任者」も参照する。

＊太田市指定避難所：本校体育館 避難所該当地区：新田大根町・新田溜池町・新田大町等
太田市総務部危機管理室 0276-47-1916

被害状況の報告

勤務時間内	勤務時間外
地震発生 1 時間以内に、被害の有無、被害状況を報告（様式自由） 生徒被害 → 高校教育課 027-226-4642 Fax 027-243-7759 施設被害 → 管理課 027-226-4547 Fax 027-243-7774 ＊原則、県からの一斉送信電子メールへの返信で報告 ＊15 分以内にメールが来ない場合、電話かファックスで報告	被害状況確認後、被害の有無、被害状況を報告（連絡場所は同左）

各班の対応

	職務内容	必要な備品
総務班	○学校災害対応マニュアルをもとに各班に的確な指示・要請を行う。 ○すべての生徒に状況を連絡する。(在校時) ○校内の通信網を確保する。 ○関係機関・報道機関・地域との連絡や情報収集にあたる。 ○通信内容・決定事項・行動等を記録する。	○学校災害対応マニュアル ○学校施設配置図 ○ラジオ・ハンドマイク・懐中電灯・携帯無線機 ○緊急活動記録日誌 等
避難誘導班	(生徒在校時) ○災害の種類・程度に応じて的確な指示をし、生徒を安心させる。 ○負傷者の程度を確認し、救護班に連絡する。 ○指定された避難経路や安全な経路により児童生徒等を避難させる。 ○集合場所でクラス単位に生徒を整理させ、点呼を行う。 ○点呼の結果を本部に報告する。 ○負傷者・行方不明者を本部に報告する。 ○緊急事態がおさまるまで生徒を監督し、情報を伝え、元気づける。(生徒不在時) ○生徒・家庭の安否確認	○出席簿(名票) 等 ○緊急連絡用(引渡し)カード 等
救護班	○応急手当をする。 ○負傷者の応急手当の状況を記録する。 ○被災者の場所を本部に報告し、必要に応じ応援を要請する。 ○被災者の場所を記録する。 ○生徒の身体等を確認する。 ○関係医療機関との連携	○応急手当の備品 ○健康カード ○担架・毛布・水 ○バール・のこぎり ○AED 等
消火・施設等点検班	(火災) ○火災発生場所を確認し、状況報告をする。 ○小規模な火災の消火を行う。 ○非常持出品を搬出する。 ○点検結果を記録する。 ○常に複数で行動する。 (地震) ○構造的な被害程度の調査・確認(目視) ○ライフラインの被害確認 ○近隣の危険箇所の巡視	○消火器 ○ヘルメット・のこぎり・革手袋・斧・工具セット・ラジオ・バール・毛布・雨合羽・長靴 ○学校施設配置図 ○防災施設配置図 ○危険標識・立入禁止標識
搬出班	○重要書類等の搬出・保管 ○備蓄品の保管・搬出	○保管金庫 等 ○備蓄倉庫
避難所開設・運営支援班	(太田市の担当者との連携・協力) ○避難者の受入れをする。 ※避難者開放施設の安全点検・解錠する。 ※危険箇所・開放禁止箇所を立入禁止にする。 ○避難所設営の支援を行う。 ○避難者へ当面の諸注意を連絡する。 ※避難者名簿・食事・物資の供給等 ○ボランティア希望者を募集する。 ○避難者の対応を記録し、本部に報告する。	○マスターキー ○ラジオ・バリケード・ロープ・テープ ○危険標識・立入禁止標識 ○学校施設配置図 ○避難者名簿 等

(参考)

※学校防災マニュアル(地震・津波被害)作成手引き(文部科学省 平成24年3月)

※学校災害対応マニュアル(改訂版)(群馬県教育委員会事務局 平成24年5月)

3. 生徒・保護者への連絡方法

①一斉送信ツールを活用する。

②災害用伝言ダイヤル171を活用する。

震度6弱以上の地震発生時に、NTTが「171」を設置した旨をテレビ・ラジオが報じる。

○学校への伝言・録音方法

171→(ガイダンス)→1→(ガイダンス)→0276-57-1056→30秒以内で録音

○学校からの伝言再生方法

171→(ガイダンス)→2→(ガイダンス)→0276-57-1056→新しいメッセージから再生

4. 緊急連絡用カード(引渡しカード)

教頭席の後ろの棚に保管し、避難の際持ち出す。(教頭)

生徒を保護者に引き渡す際、使用する。

生徒氏名	1年組番		2年組番		3年組番		
	氏名						
現住所	〒						
緊急連絡先	緊急連絡先は優先順位を()内にお書きください。職場は名前もお書きください。						
	自宅	()		左記以外の連絡先(名称・電話) ()			
	携帯	()					
	職場	()					
緊急時の引受人(学校に迎えに来る人・保護者以外の人も含む)							
NO.	引受人氏名	電話番号	続柄	NO.	引受人氏名	電話番号	続柄
1				2			
3				4			
引渡日時	年 月 日 () 時 分						
引渡場所	校庭 ・ 体育館 ・ 教室 ・ その他 ()						
引受人氏名	NO. () または () 続柄: ()						
引渡し後の連絡先(上記以外の場合に記入)							
氏名			電話番号				

5. 災害救援物資の備蓄準備

品名	規格	数量	備考
保存水	500mlペットボトル	480本	
えいようかん	60g×5本入り	480箱	
防災寝袋	アルミ素材100×200cm	480枚	

体育館1階「器具庫1B」に学年別に備蓄している。

自然災害対応マニュアル(登校時)

群馬県立新田暁高等学校

台風・大雪等 悪天候の場合、その条件等により学校からの連絡が遅延する場合があります。その場合、以下の内容を原則とします。

◆台 風 ・ 大 雪

「太田市」または「自宅のある市町村」において「暴風(雨・雪)警報」もしくは「大雨特別警報」「大雪特別警報」が発令された場合

○午前 6 時の時点で発令中 → 自宅待機

○午前 10:00 までに解除 → 解除された時点で登校(安全に注意する)

○午前 10:00 の時点で発令中 → 対応を一斉送信ツールで連絡する

ただし、普段、登下校に利用している電車・バス等が不通の場合、または保護者が安全に登校できないと判断する場合は、自宅待機を認める。

(必ず、学校へ連絡をすること)

◆地 震

登校前に「太田市」または「自宅のある市町村」において「震度5強以上」の地震が発生した場合は、自宅待機とする。

登校中に「太田市」または「自宅のある市町村」において「震度5強以上」の地震が発生した場合、自宅に近い場合は自宅に戻る、学校に近い場合は登校する、中間の場合は保護者と連絡をとり、身の安全を確保するための方法を決定し、決定に従い行動する。

校舎の安全確認および公共交通機関等の状況を確認したのち、対応を一斉送信ツールで連絡する。

落雷・竜巻対応マニュアル

群馬県立新田高等学校

<随時に気象情報を確認すること>

- ※1. テレビやラジオ、インターネット等で雷注意報や竜巻注意情報等の気象情報を入手する。
- ※2. 積乱雲は急に発達することがあるため、随時空の様子に注意し、最新の状況把握に努める。
- ※3. 「大気の状態が不安定」「急な雨に注意」「雷を伴う」「竜巻などの激しい突風」といったキーワードに注目する。

落雷・竜巻発生時の共通初動マニュアル

落雷・竜巻注意報の発表

落雷・竜巻等突風の予兆

<落雷>

- (1) 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
大粒の雨や雹(ひょう)が降り出す。
→すぐに水辺から離れる。
- (2) 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
→速やかに活動を中止し、屋内に避難させる。

<竜巻>

- (3) ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
→転倒や移動のおそれのあるものを固定する。
→より頑丈な建物、また建物の最下階への移動を検討する。
→屋外の場合、屋内に避難させるか検討する。

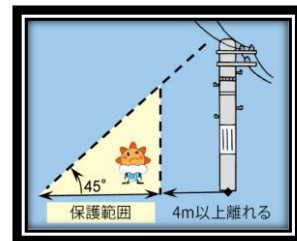
落雷・竜巻の発生

<落雷>

- (1) 屋内で待機。
※木の下・木の側には避難しない。
※自転車に乗っている場合は、すぐに降りて安全な場所へ。
- (2) 全ての電気機器から、1m以上離れる。

<竜巻> ◆竜巻を見続けずに、素早く避難すること。

- (3) 屋内へ避難する。←頑丈な建物
※物置や車庫、プレハブの中は危険なので避難しない。
※橋や陸橋、高速道路の高架下には避難しない。
- (4) 窓、雨戸、カーテンを閉めて、窓から離れる。
※窓ガラスの破片などから身を守る。
- (5) 丈夫な机・テーブルの下に入り、体(頭と首)を守る。



落雷・竜巻の発生後

<落雷>

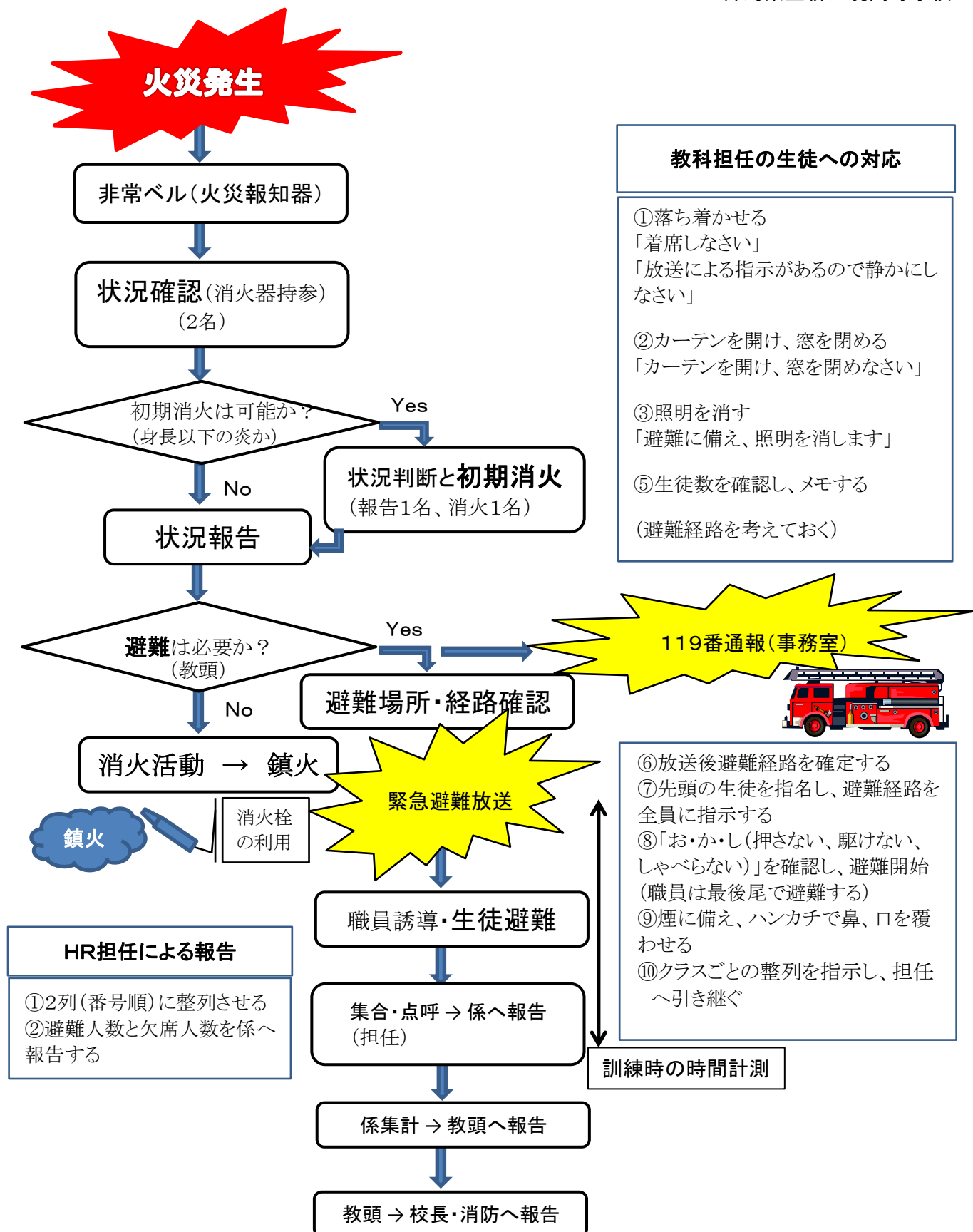
- (1) 雷の活動が止む。
※雷鳴が止んでから20分程度は落雷の危険あり。安全な場所で待機。
※気象情報等で安全を確認の上、活動を再開するかどうか判断。

<竜巻>

- (2) 天候が回復するまで待機。

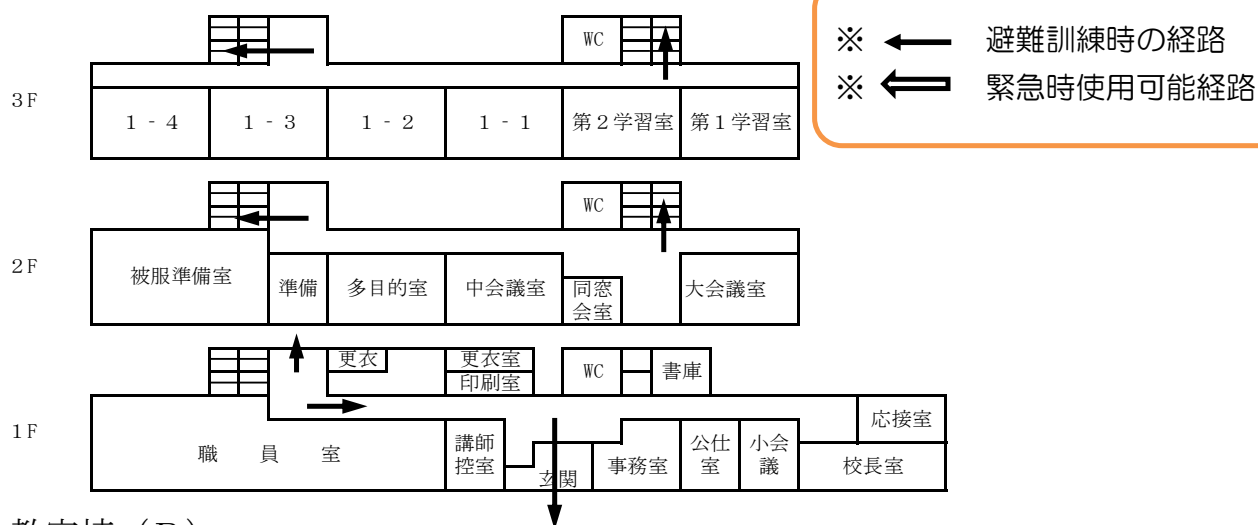
火災時の避難手順について

群馬県立新田暁高等学校

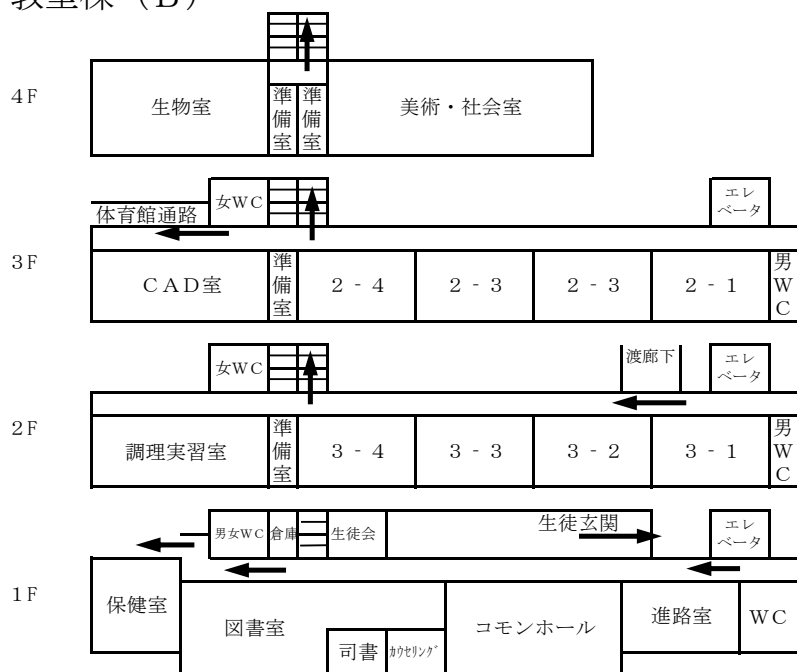


避難経路図

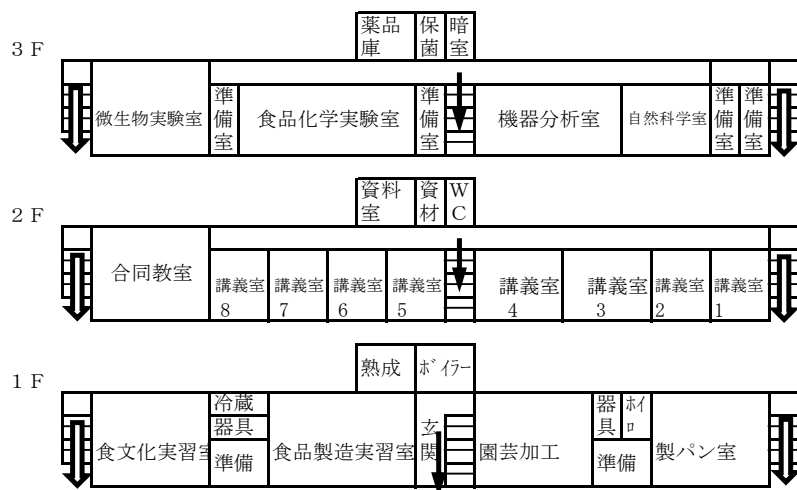
管理・教室棟 (A)



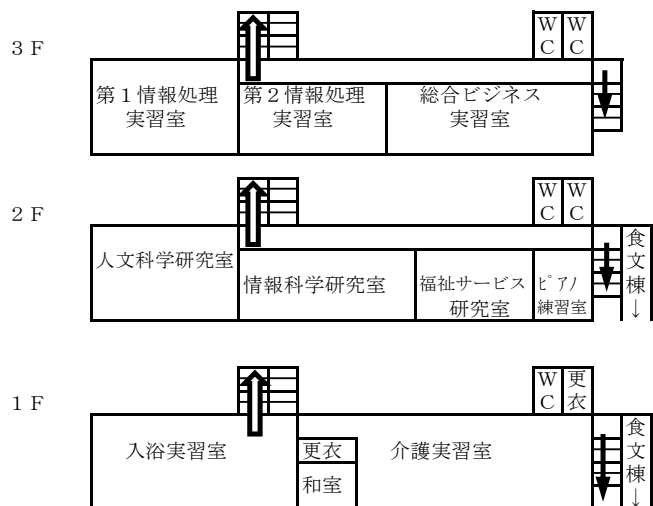
教室棟 (B)



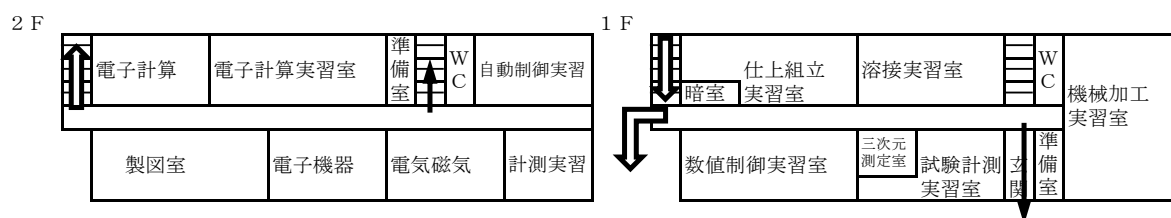
食文棟 (C)



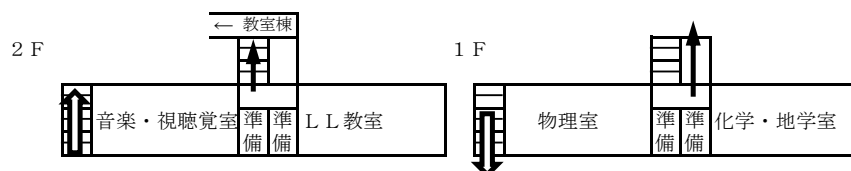
福祉・情報棟（D）



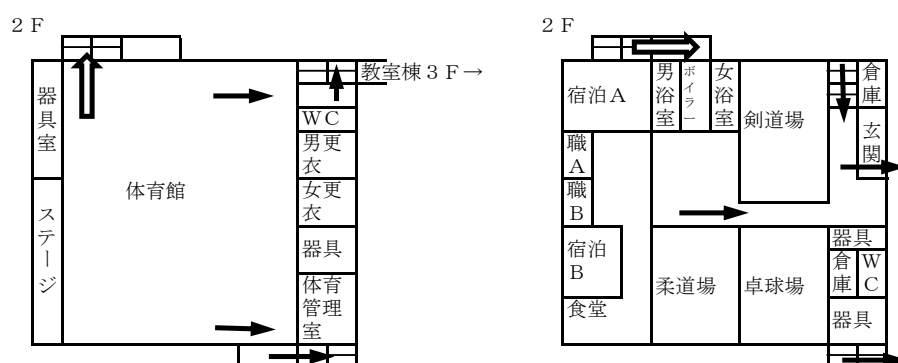
工業棟（E）



特別教室棟（F）



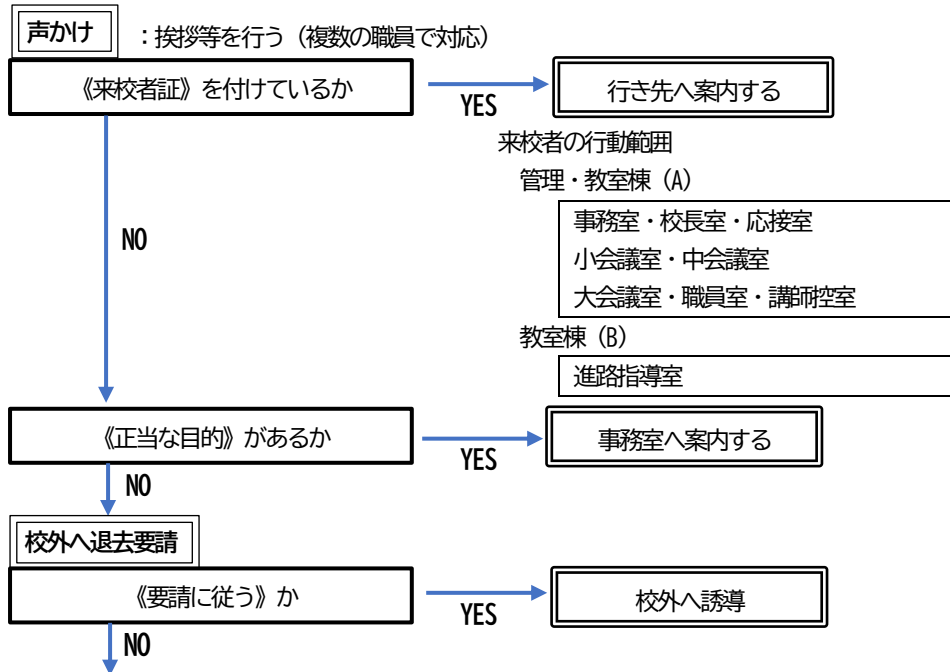
体育館（G）



不審者対応マニュアル

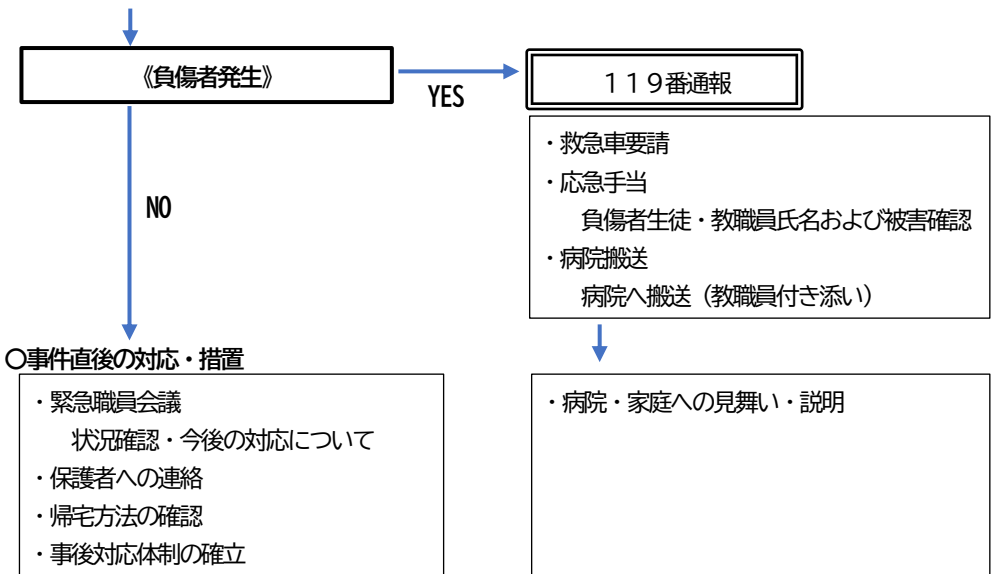
群馬県立新田高等学校

○来校者の把握



○不審者侵入 ※さすまた…事務室入口右1本、職員室校長席後ろ2本あり

現 場	職員室または事務室
◎近くの教職員へ応援要請 ・複数の職員で対応 さすまた・モップ等用意 ・凶器所持等の有無確認 ・暴力行為の制御と退去の説得 ・不審者隔離 不審者を生徒・職員から隔離	
◎管理職等へ緊急連絡 【内線】職員室へ連絡 校長室・教頭・事務室	◎緊急対策本部設置 ・緊急校内放送 ・生徒への指示・避難誘導→授業担当者 ・避難場所（状況により変わる） ・負傷者の有無の確認 ・警察への通報 ・教育委員会への一報
◎状況に応じて…◆警察（110番）、◆救急車（119番）に連絡	



○事件後の対応

生徒に対して

- ・全体指導（校長・教頭）
- ・心のケア（養護教諭・スクールカウンセラー・担任）
- ・情報収集（生徒指導主事・保健主事）

保護者に対して

- ・緊急保護者会の開催
 事件の経過報告、生徒の様子や心のケアについて、今後の学校方針、パトロール等の協力要請

その他

- ・報告書の作成（生徒指導主事・保健主事）

緊急校内放送の例

職員に対して（不審者が校内に侵入した場合）

「授業中失礼します。校長先生、至急会議室までお越しください。」

不審者による異常事態発生の場合（不審者の位置を知らせる）

「校長先生が△△から▲▲へ移動中です。至急避難（教室を施設）してください。」

※放送では間に合わない時には、ホイッスルか非常ベル等で緊急事態の発生を知らせる。

全国瞬時警報システム（Ｊアラート）情報伝達時行動マニュアル

群馬県立新田暁高等学校

弾道ミサイルは、発射から極めて短時間で着弾します。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、Ｊアラートを活用して、防災行政無線で情報が伝達されるほか、携帯電話等にもエリアメール・緊急通報メールが配信されます。

Ｊアラート情報伝達時の基本的な避難行動

【屋内にいる場合】

- できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する。
- 床に伏せて頭部を守る。

【屋外にいる場合】

- 近くのできるだけ頑丈な建物や地下街などに避難し、床に伏せて頭部を守る。
- 近くに避難できる建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る。

◆ 授業中にＪアラートが伝達された場合の対応

- (1) 教頭が放送にて、生徒および職員に正確な情報を伝え、落ち着いた行動を取るよう指示する。
- (2) 授業担当者は、生徒に速やかな避難行動をとらせる。

＜校舎内にいる場合＞

- ・できるだけ生徒を窓から離れさせる。
- ・机の下に入って（または床に伏せて）頭部を守るように指示する。

＜校舎外にいる場合＞

- ・近くの校舎に避難させ、床に伏せて頭部を守るように指示する。
- ・近くに避難できる建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守るように指示する。

＊ 放送設備等が使用できない状況になった場合は、適宜職員が指示にまわる。

◆ 屋内避難の解除後

- (1) 生徒の安全な帰宅が心配される場合は、生徒を校内の安全な場所に待機させる。
- (2) 不審なものを発見した場合は、決して近寄らず、直ちに警察、消防に連絡する。

アレルギーを持つ生徒への対応

保護者から学校での対応を求められた場合

アレルギー疾患用「学校生活管理指導表」の提出の有無

- (1) 中高情報交換会で食物アレルギーに関する情報有り
中学時代の対応や症状等を確認
↓ 対応が必要な場合
- (2) 入学後に担任は保護者に確認
「学校生活管理指導表」の提出を促す→提出無し：担任把握のもと観察
↓ 提出有り
- (3) 保護者・生徒・担任・養護教諭の4者面談
症状や学校での対応について保護者に考えを確認



「学校生活管理指導表」の提出有り

(→保護者の判断で消防へ書類を提出)

- (1) 関係者による会議：エピペンの保管場所等検討 → 保護者へ報告
保健主事・当該学年主任・担任・養護教諭(学校医)
↓ 校長・教頭へ報告<校内アレルギー対策委員会にて検討・協議>
(会員：校長・教頭・養護教諭・保健主事・生徒指導主事・家庭科主任・食文化主任・学校医)
- (2) 職員会議
該当生徒名・状況説明・今後の対応説明
↓
- (3) 教科担当者会議：定期的に行う。



該当生徒に対する緊急時対応(本人がエピペンを打てない場合)

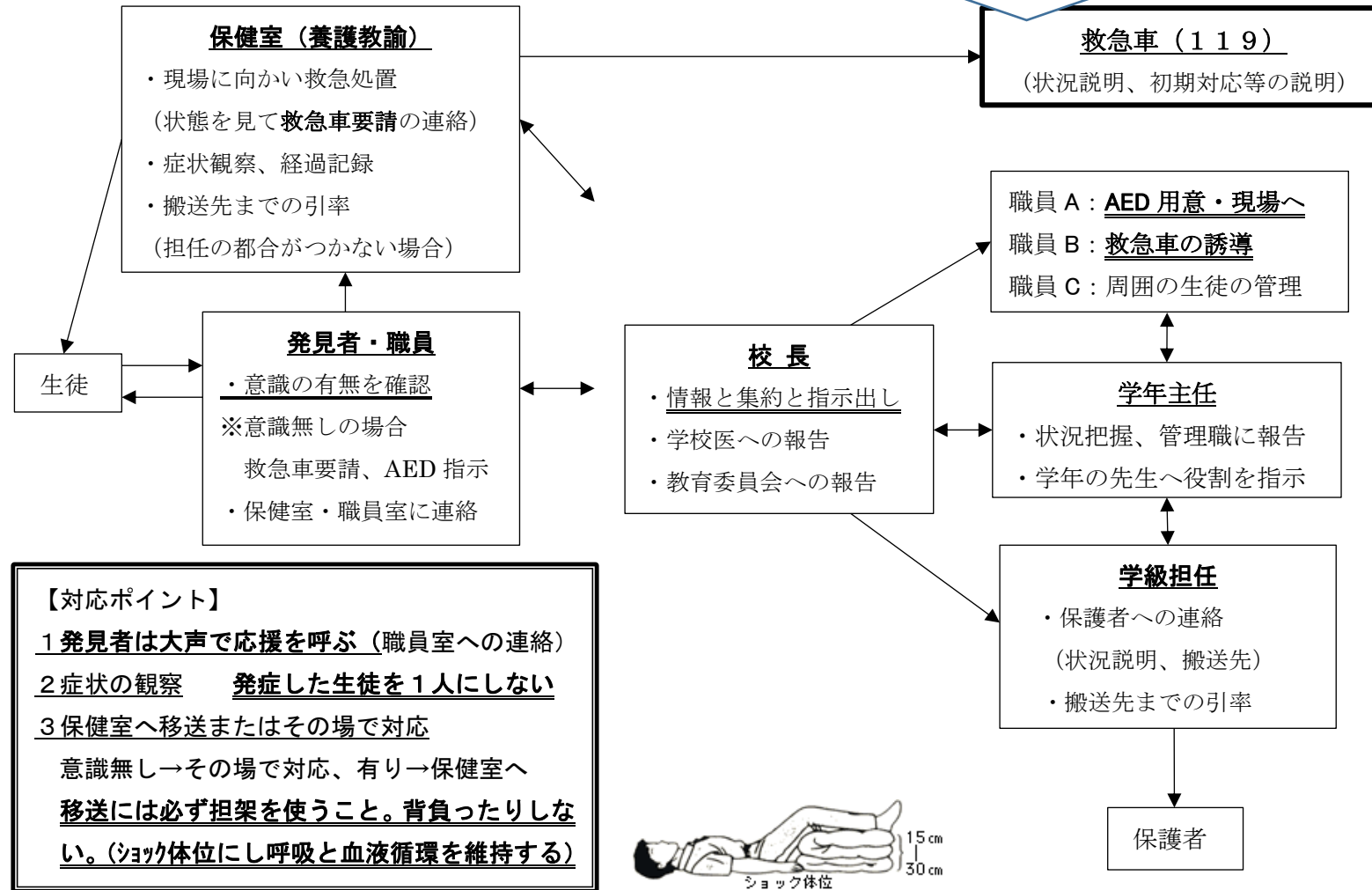
- (1) アレルギー食物を食べてしまった場合
食物アナフィラキシーの緊急時対応マニュアルに基づき対応
※アナフィラキシーショックの場合、教員がエピペンを注射する
- (2) アレルギー食物を食べてしまったかわからない場合
状況を把握し、症状に応じて対応
※じんま疹・嘔吐・下痢・ぐったりしている・意識低下→エピペン

救急車要請
保護者へ連絡
主治医へ連絡

※該当生徒の詳細は、職員室の養護教諭机【一番下引き出し】にファイルを置きますので、必要に応じて確認をお願いします。

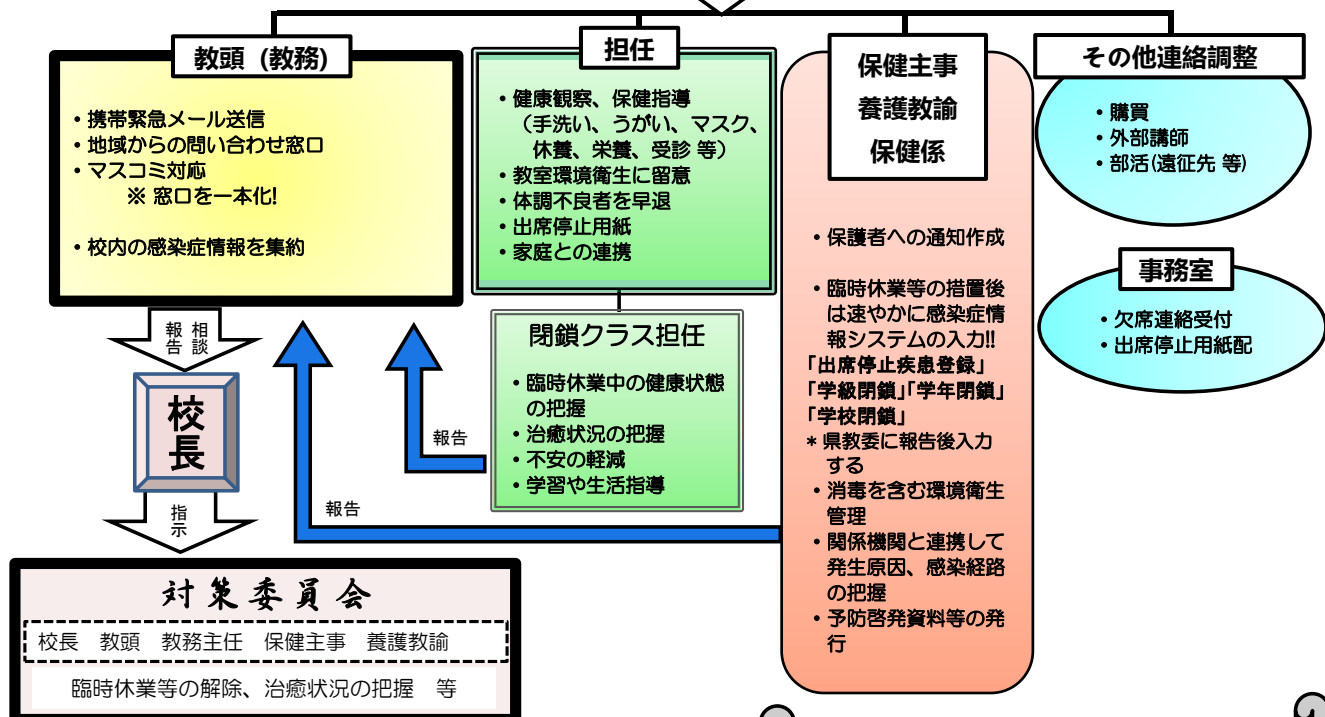
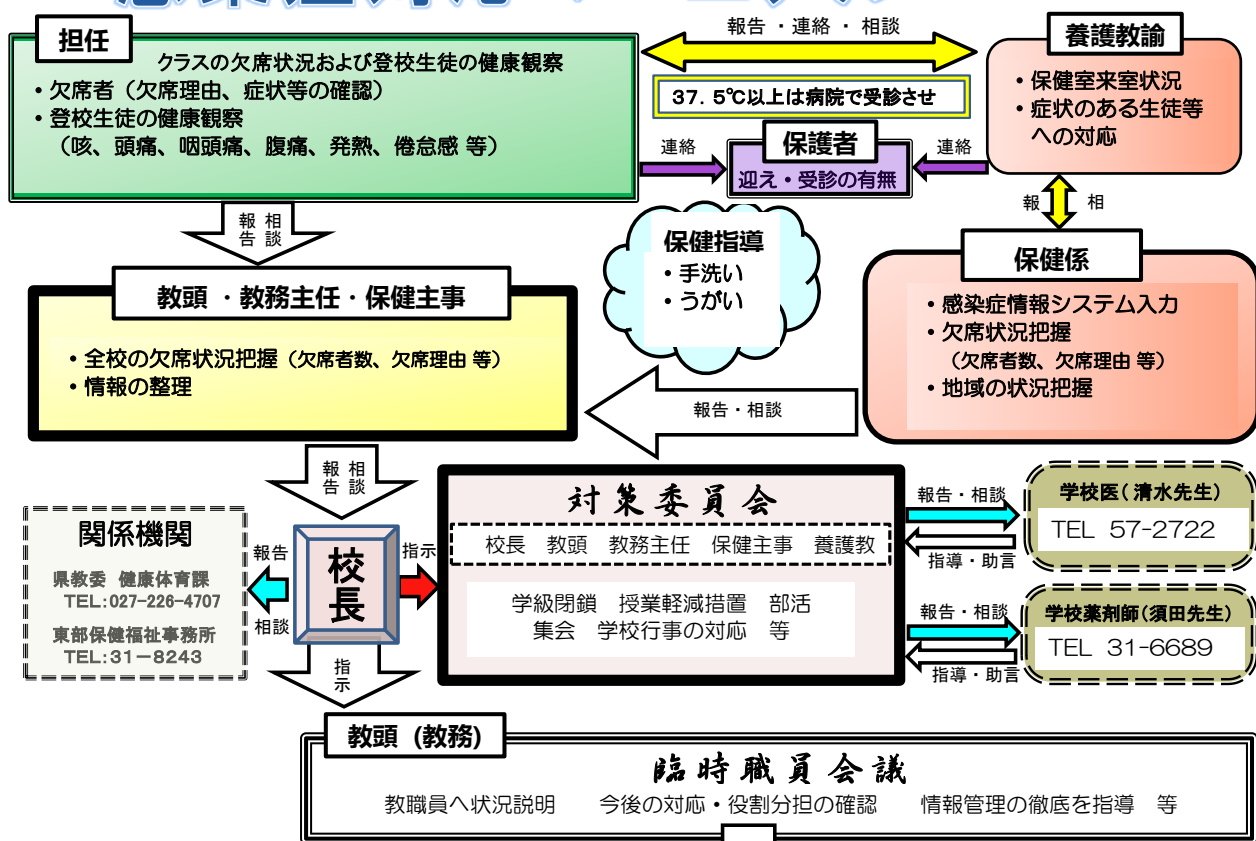
【食物アレルギー緊急対応図(通常用)】

- 1 「いつ、だれが、どうして、現在どのような状態なのか」伝える。
「食物アレルギーによるアナフィラキシーです。」など
- 2 エピペンの処方やエピペンの使用の有無を伝える。



感染症対応マニュアル

群馬県立新田高等学校



臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校など）のめやす

- 学級閉鎖：インフルエンザ様症状等による欠席者が約20%
- 学年閉鎖：複数学級で学級閉鎖を行う場合
- 休校：学年を超えて感染拡大のおそれ認められる場合
- 期間：原則5日間（3～7日間）

出席停止について（以下◆の資料参照）

- ※医師による治療報告書の提出が必要
- ◆「学校感染症と出席停止について（通知）」及び「治療報告書」の用紙…別紙資料①
- ◆「インフルエンザ」「コロナ」各療養報告書…別紙資料②